

宮城県建築行政マネジメント計画 平成26年度(最終年度)達成状況

平成27年9月4日

取組み	目標	H26 達成状況	達成状況の評価
1 建築物の安全性の確保			
(1) 建築物における地震防災対策の推進			
1) 地震防災に対する意識の啓発	○ローラー作戦の実施 市町村の100%で実施	・5/35市町村 実施率14.3% ・耐震診断実施者に対して知事と市町長(6市町)との連名により、耐震工事の実施を书面依頼済み	ローラー作戦の実施は目標を下回ったが、各市町村毎に地震防災に関する普及啓発活動を行っている。次期計画では、地震に対する危険性や耐震化の必要性を周知していきたい。
2) 耐震化の促進	○建築物の耐震化率の向上 多数の者が利用する特定建築物 90% (H25末まで) 住宅 90%以上(H27末まで)	多数のものが利用する特定建築物 88%(H26年度末) 住宅 84%(平成25年住宅・土地統計調査による)	目標の耐震化率の達成が困難なことから、引き続き耐震化を促進し、次期計画で耐震化率の向上を図りたい。
4)⇒3) ブロック塀対策の促進	○除却助成制度を持つ市町村の割合 80%	18/35市町村 実施率51.4%	目標どおりの数値を達成できなかった。次期計画では、スクールゾーン内の危険ブロック塀等の除却を目標とし、危険ブロック塀を保有している市町村と連携し、除却を促していきたい。
⇒4) その他の地震防災対策 新規追加			
3)⇒5) 迅速な災害対応のための体制整備	○応急危険度判定資格者の確保 4,000名 ○被災宅地危険度判定資格者の確保 500名	・応急危険度判定資格者 2,154名(H26末) ・宅地危険度判定資格者 834名(H26末)	・応急危険度判定資格者の目標数の確保が困難なことから、目標数を見直し、次期計画では達成していきたい。 ・宅地危険度判定資格者は目標数の確保がなされたので、引き続き、目標数を維持できるようにしていきたい。
【削除】(2) 津波対策の推進			
1) 災害危険区域の指定	○沿岸15市町による平成24年度末までの災害危険区域指定に関する検討	・沿岸15市町で検討の結果、12市町で指定済み(今後、一部変更もあり)	震災後に実施済
2) 津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等の周知	○沿岸市町担当者の「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る説明会」の受講	・沿岸14市町の担当者が受講済み	震災後に実施済
(3)⇒(2) 既存建築物の適切な維持保全による安全性の確保			
1) 定期報告制度の運用による維持保全の推進	○定期報告率の向上 85% 建築物 70%、昇降機 95%、建築設備 70%	・H26実績(建築物はH24~26の平均) 建築物 77.5% 昇降機 97.5% 建築設備 88.1%	目標どおりの数値を達成できた。次期計画においても、目標を達成できるよう、継続していきたい。
【削除】(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進			
(4)⇒(3) 違反建築物対策等の徹底	○アスベスト情報の整理とその対策の徹底	・大規模建築物所有者への指導件数 11件	年2回の防災査察を通して、引き続きアスベスト対策を徹底していきたい。
	○違反建築物対策の徹底	・「建築物防災週間」での立入調査の実施 上期:34件 下期:30件	防災査察等を通して、違反建築物の立入調査を行い、目標を達成できた。引き続き違反建築物対策を徹底していきたい。
(5)⇒(4) 関係機関との連携による迅速な事故対応			
	○事故状況報告体制の確立	・建築物等の事故状況連絡協議会設置要綱作成中	建築物等の事故状況連絡協議会設置要綱の作成までには至らなかった。次期計画では、目標を見直し、作成中の要綱等に基づき、事故発生時に適確な対応がとれるよう備えていきたい。
【削除】2 東日本大震災関連復興まちづくりへの対応			
(1) 東日本大震災関連応急対応			
1)被災建築物応急危険度判定の実施	-	・実施済み	震災後に実施済み
2)被災宅地危険度判定の実施	-	被災宅地危険度判定はH23に実施済み。被災宅地危険度判定士養成講習会を開催。	
3)住宅の応急修理制度の技術支援	-	・実施済み	
4)住居の確保等	-	・実施済み	
5)震災後の建築物等の緊急点検	-	・実施済み	
6)仮設建築物に対する制限の緩和の区域指定(建築基準法第85条第1項)	-	・平成23年3月13日付けで全県を区域指定し、関係機関に通知	
7)応急仮設建築物の存続許可の実施(建築基準法第85条第3項・第4項)	-	・【実績】許可件数 373件(仮設住宅268件、その他105件) ・復興推進計画(応急仮設建築物活用事業)の認定申請(平成25年4月12日認定)	
8)応急仮設建築物・仮設建築物と扱う建築物の明確化	-	・「東日本大震災により被災を受けた建築物に係る建築基準法の運用方針」を策定済み	
(2) 東日本大震災関連復興まちづくりへの対応			
1)建築制限の実施	-	・3市3町で建築制限を実施(平成23年11月10日まで)	
2)防災集団移転促進事業の促進	○平成27年度までの事業完了(事業期間 H23~27 5か年)	・計画されている195地区全地区で事業計画の大臣同意及び着工等済み、54地区で引き渡し開始	
3)がけ地近接等危険住宅移転事業の促進	○平成27年度までの事業完了(事業期間 H23~27 5か年)	・10市町で実施。【実績】2,279戸(H26.12末・県同意ベース)	
4)造成宅地滑動崩落緊急対策事業の促進	○平成25年度までの事業完了(事業期間 H23~H25 3か年)	4市町7地区(塩竈市(3地区)、白石市(2地区)、亶理町(1地区)、利府町(1地区))で事業完了。なお、仙台市では160地区のうち70地区で事業完了(H26.12末)	

5)東日本大震災被災者の市街化調整区域への移転に係る開発許可制度の弾力的な運用の実施	○被災した建築物の非浸水区域への移転の促進	平成23年度に施行した開発審査会提案基準5-10「東日本大震災により被災し全壊となった建築物の移転」により16件を許可。また、平成24年8月に新たな提案基準1-10「東日本大震災により被災した自己用住宅の移転」を施行。	
6)建築確認・検査手数料の減免の実施		・【H26年4～12月実績】建築確認・検査手数料の減免件数1,220件、許可手数料の減免件数20件	
3⇒2 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保			
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	○適判案件の審査の平均値 35日以内にする	・H26年度適判案件の審査の平均値実績 30日	目標どおりの数値を達成できた。適合性判定制度が改正されたが、法定の審査期間の遵守が図れるように努力していきたい。
⇒(2) 構造計算適合性判定の迅速かつ適確な実施			
(2)⇒(3) 中間検査・完了検査の徹底	○完了検査・中間検査率の向上 完了検査 全体 90% (1～3号 95% 4号 85% 工作物等 100%) 中間検査 全体 100%	・H26年度 完了検査率実績 89.3% (1～3号 94.2% 4号 90.0% 工作物等 78.1%) 中間検査率実績 105.1%	目標どおりの数値を達成できなかった。次期計画では、工作物等の完了検査率を改善し、継続していきたい。
(3)⇒(4) 工事監理業務の適正化とその徹底	○工事監理状況報告書提出率の向上 100%(中間検査対象建築物)	・工事監理状況報告書提出率 100%	報告書が確実に提出されており、目標を達成することができた。引き続き、次期計画も目標達成を図りたい。
(4)⇒(5) 建築基準関係規定関連部局(開発許可等)との連携の徹底	○緊密な連携の実施	・関連部局との連携を継続的に実施	開発許可関係規定の適合証の交付などにより、連携が図られた。引き続き、適合証交付事務の取扱いを徹底するなど、積極的に関係部局と連携していきたい。
【削除】(5) 特定行政庁への移行の促進	○特定行政庁の設置	・人材育成への支援(登米市、H24.6～H26.5)	H26年度までに登米市職員の人材育成を行い、その職員が資格取得も得たことから、人材育成としては一定の成果はあった。しかし、特定行政庁設置までには至らないことから、役場の動向を見ながら協力して行くこととする(他の市町村も同様)。
4⇒3 指導監督の徹底			
(1) 指定確認検査機関等に対する指導監督の徹底	○知事指定確認検査機関・適合性判定機関立入検査の実施 年2回以上(サンプル調査の実施)	・県指定機関(確認検査:3機関4事務所、適判:2機関)に対し立入調査を実施(各機関1回以上)	各機関1回の立入にとどまり、年2回の目標は達成できなかったが、支店への立入や他の特行との合同立入などにより実効性の高い立入調査を実施した。次期計画では目標を見直す、回数より質に重きを置き、実効性の高い立入調査を実施していきたい。
⇒(2) 指定登録機関等に対する指導監督の徹底 追加			
(2)⇒(3) 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底	○計画的な立入検査の実施 年100件	・立入調査実施 101件(H26末)	計画的な実施により目標を達成することができた。引き続き、次期計画も目標達成を図りたい。
5⇒4 その他の施策			
(1) 消費者への対応			
【統合】1) 情報提供	○消費生活センターからの情報への確実な対応	・建築士の処分履歴情報のHPでの公表	HPで処分履歴を公表し、消費者へ情報提供が図られた。
【統合】2) 相談窓口の設置	○建築行政の問題に係る相談窓口の設置と利活用の促進	・相談窓口等のHPでの公表	HPで相談窓口を公表し、消費者へ情報提供が図られた。
3)⇒2) 宅地建物取引行政との連携	○建築行政と宅地建物取引行政の連携強化	・宅地建物取引業法に基づく講習の建築関係法令講習(H26実績 講師派遣12回(1回当たり2名))	建築行政と宅地建物取引行政の連携強化が図られた。次期計画では、法定講習や建築行政マネジメント計画推進協議会の場を通じ情報提供を行うなど、引き続き連携強化を図ってきたい。
(2) 人と環境に優しい建築物の整備 促進			
【再編】1) 建築物のバリアフリー化の促進	○建築物のバリアフリー化の誘導	・H26 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の届出・指導 125件	目標どおり達成できた。次期計画でも継続して条例に基づく指導・助言を行ってきたい。
【再編】2) 建築物の省エネルギー化の促進	○省エネ法に係る適確な指導	・H26 省エネ法届出・指導 504件	目標どおり達成できた。次期計画でも継続して条例に基づく指導・助言を行い、省エネルギー化の促進を図ってきたい。
(3) 執行業務体制の整備・充実			
1) 執行体制の充実	○審査担当者の審査技術の向上のための研修の実施	・審査技術向上のため研修の実施(H26.6月・10月 構造計算適合性判定研修 計5回開催済み)	構造に関する研修を実施し、審査担当者の審査技術などの業務能力向上が図られた。次期計画では各種研修を実施するとともに、建築基準適合判定資格取得に係る支援を行い、業務執行体制の充実を図ってきたい。
2) 関係機関・関係団体との連携	○「建築宅地行政意見交換会」「建築基準会議」「特定行政庁連絡会議」の年2回以上の開催	・H26実施 建築宅地行政意見交換会 2回	「建築宅地行政意見交換会」は年2回開催し、意見交換や情報提供等が図られた。「建築基準会議」「特定行政庁連絡会議」は震災後の業務多忙につき開催を控えていたが、目標を見直した上、今年度から再開し、意見交換や情報提供等を図ってきたい。
3) データベースの整備・活用	○建築確認・検査等に係るデータベースの整備	・建築行政共用データベースシステムにて整備中	台帳のデータベース化までには至らなかった。次期計画では、建築行政共用データベースシステムにて、データベースを整備していきたい。

<p>【移動】4) 建築士法に基づく都道府県指定登録機関等の指定</p>	<p>○登録申請の利便性の向上</p>	<p>平成23年12月27日指定し、平成24年2月1日から事務を開始している。 ・二級建築士及び木造建築士の登録事務:(一社)宮城県建築士会 ・建築士事務所の登録事務:(一社)宮城県建築士事務所協会</p>	<p>平成24年2月1日から事務を開始し、申請者の利便性の向上が図られた。</p>
--------------------------------------	---------------------	---	---